

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳システム、情報提供ネットワークシステム	
行政機関等の名称	相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	民生部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	行政機関等における効率的な情報の管理・利用、迅速な情報の授受、手続きの簡素化による国民負担の軽減、個人情報保護法制の特例の規定のため	
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日・年齢、5個人番号、6写真・映像・音声	
記録範囲	行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により指定された個人番号措置対象者	
記録情報の収集方法	本人からの申告・申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先	各市区町村・J-LIS	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 企画政策部企画政策課	
	(所在地) 相馬市中村字北町63番地の3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	